世田谷区立総合福祉センター個別事業移行計画(案)について

(付議の要旨)

「世田谷区立総合福祉センター個別事業移行計画(案)について、報告する。

1 主旨

区立総合福祉センターについては、その機能や業務を整理し、平成30年度末をもって廃止し、現在実施している各機能や事業を区立保健センターと梅ヶ丘拠点施設の民間施設棟へ移行することとしている。

区、総合福祉センター、民間施設棟運営事業者との間で行っている事業移行に向けた調整会議や、総合福祉センター利用者や関係団体から挙がった意見を踏まえ「個別事業移行計画」の案をとりまとめたので報告する。

2 内容

別紙1「世田谷区立総合福祉センター個別事業移行計画(案)、及び別紙2「梅ヶ丘 拠点民間施設棟・障害者支援施設<新規事業概要(案)>」のとおり。

なお、平成29年9月に報告した素案から変更・更新する主な項目については、次のとおり。

(1) 梅ヶ丘拠点民間施設棟 (障害者支援施設)

- ①高次脳機能障害などの通所による生活訓練のニーズを踏まえて定員数の増を図る。
- ②サービス等利用計画の作成が必要な利用者数に対し、計画作成を担う指定事業者数が充足していない状況が続いていることから、事業移行後3年間は、区が特定相談支援事業者・障害児相談支援事業者の指定を継続し、基幹相談支援センター事業とともに民間施設棟運営事業者へ委託する。以降の取扱いについては、委託期間における相談支援事業所の状況や区民ニーズを踏まえ、再度整理する。

(2) 移行手順について(平成31年度の事業実施)

- ①保健センターに移行する事業については、梅ヶ丘拠点施設区複合棟が完成するまでの平成31年度に限り、北沢保健福祉センター後(松原6丁目)の一部を活用する。
- ②団体活動支援スペースについては、総合福祉センター後利用施設が改修期間中である平成31年度に限り、総合福祉センターに隣接する旧福祉用具・住宅改造展示相談室「たすけっと」施設(松原6丁目)を活用する。

3 利用者へ周知について

利用者に混乱が生じないように、総合福祉センター利用者や関係団体に対して、「総合福祉センター個別事業移行計画(案)」に基づき検討の進捗状況について説明会を実施する。その後も利用者個々に応じて丁寧に説明し、円滑な事業移行を図っていく。

4 今後のスケジュール

平成30年 2月

福祉保健常任委員会 「個別事業移行計画(案)」

3月

利用者、関係団体説明会

「個別事業移行計画」策定

<基本方針>

- (1)事業の移行先(①梅ヶ丘拠点施設の区複合棟に移行する事業、②梅ヶ丘拠点施設の民間施設棟に移行する事業、③地域の民間医療機関等において担う事業、④総合福祉センター後利用施設に整備する事業)ごとに具体的な事業内容を定める。
- (2) サービスの質の確保

現行のサービス水準の低下を招かないよう、移行するサービスの質を担保する。

(3) 円滑かつ計画的な移行

事業移行にあたっては、区、総合福祉センター、民間施設棟運営事業者との間で「調整会議」を開催し、計画的かつ円滑な移行を行うとともに、利用者等に丁寧な説明と周知を行う。

<関係施設の開設等のスケジュール>

へ <u>国际地域の開政寺のバケクユールク</u>									
施設名	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度						
梅ヶ丘拠点民間施設棟 障害者支援施設	新築工事 >	H31.4.1 開設	*						
梅ヶ丘拠点区複合棟 保健センター	新築工事 	新築工事 	H32. 4. 1 開設						
総合福祉センター	H31.3.31 廃止	改修工事	H32. 4. 1						
及び後利用施設			後利用施設開設						

①梅ヶ丘拠点施設 区複合棟に移行する事業

<保健センター>

`	、休庭ピングーク	
	区分名	事業名
	障害者専門相談	専門医相談、 専門相談・評価、補聴相談・聴力検査、補装具・福祉用 具・日常生活用具の相談、専門職等ネットワーク事業
	乳幼児育成相談	相談・カンファレンス、発達発育総合評価、保護者支援、支援機関・相談支援事業所等への引継ぎ・コーディネート、ネットワーク事業
	高次脳機能障害者支援 (自立訓練を除く)	高次脳機能障害専門相談・評価、区民向け相談会、高次脳機能障害ガイドヘルパー養成講座、失語症会話パートナー養成講座、高次脳機能障害者の家族に向けた支援、高次脳機能障害関係施設連絡会・講演会
	乳幼児健診後のフォロ ーグループへの派遣	総合支所職員への助言・相談対応、会議参加
	障害者施設等への 技術支援	障害者や高齢者等の施設に訪問し、職員へ処遇方法等の技術助言
	住宅改造アドバイス	障害者、高齢者の住宅改造相談(訪問にも対応)

<福祉人材育成・研修センター>

区分名					事業名						
研	修	•	講	座	障害者福祉従事者研修、	高次脳機能障害支援者向け研修、	講座				

くその他>

区分名	事業名					
区民活動支援	会議室、印刷室					
カフェ 維持管理業務等と合わせ障害者雇用も検討中						

<総合福祉センター事業移行の枠組み>

<保健センター>

障害者専門相談・乳幼児育成相談 高次脳機能障害者支援(自立訓練を除く) 乳幼児健診後のフォローグループへの派遣 障害者施設等技術支援 住宅改造アドバイス

<福祉人材育成・研修センター>

研修•講座

くその他>

区民活動支援等



総合福祉センタ

- 1 -

梅ヶ丘拠点 民間施設棟(障害者支援施設)

児童発達支援、自立訓練(生活訓練、機能訓練、技術支援(児童福祉施設)、ネット ワーク事業、交流レクリエーション事業、基幹相談支援センター、相談支援事業所



地域の民間医療機関等

| 補装具相談判定、身体障害者手帳相談



総合福祉センター後利用施設

(仮称) 水活動室、団体活動支援スペース

②梅ヶ丘拠点施設 民間施設棟(障害者支援施設)に移行する事業

区分名	事業名
児童発達支援事業	グループ指導、個別指導、その他民間施設棟事業者提案事業 (スヌーズレン (感覚療養) 室を活用した感覚遊びの提供等)
自立訓練※1,2	知的障害グループ、高次脳機能障害グループ、言語障害(失語症)グル
(生活訓練)	ープ、個別訓練
自 立 訓 練 ** 1 (機 能 訓 練)	身体障害グループ、視覚障害指導、個別訓練
技術支援 (児童福祉施設)	保育園、幼稚園、学童クラブ等職員に対する技術援助、その他民間施 設棟事業者提案事業(保育所等訪問支援)
ネットワーク事業	拠点内及び拠点外の福祉関係機関と連携を図るネットワーク事業
交流レクリエーション	公開講座、音楽会、交流カフェを設置
基幹相談支援センター	基本相談支援、相談支援体制の連携強化、人材育成、世田谷区自立支援協議会の事務局運営
相談支援事業所※3	指定特定相談支援、指定一般相談支援、指定障害児相談支援

- ※1 現在総合福祉センターで実施している通所訓練に加え、新たに実施する施設入所支援の中でも 訓練を実施する。
- ※2 高次脳機能障害など通所による生活訓練のニーズが高まっていることから、ニーズを踏まえた 定員数の増を図る。
- ※3 計画の作成が必要な利用者数に対し、計画作成を担う指定事業者数が充足していない状況があることから、事業移行後3年間は区が特定相談支援事業者・障害児相談支援事業者の指定を継続し、民間施設棟運営事業者へ委託する。以降の取扱いについては、委託期間における相談支援事業所の状況や区民ニーズを踏まえ、再度整理する。

③地域の民間医療機関等において担う事業

事業名	移行内容
補装具相談判定	● 身体障害者福祉法第15条の指定に基づく指定医において対応 可能な相談・判定については、地域の民間医療機関が担う。
身体障害者手帳相談	● ただし、指定医で対応できない場合は、区複合棟の保健センターの専門相談において対応する。

④総合福祉センター後利用施設に整備する事業

事業名	移行内容
(仮称) 水活動室	● 障害者(児)等の身体活動能力を高める事業や、交流レクリエーションに活用される(仮称)水活動室及び団体活動支援スペースを整備する。
団体活動支援スペース	● 利用対象者・申込方法・利用料金について、現状の活動が維持できるよう検討する。

〈参 考〉会議室の移行について

【現 状】

総合福祉センター

- ·研修室(172.03 m²)定員:100名
- ·和 室 (60.91 m²) 定員:30 名
- ・共同作業室 (37.68 m²) 定員:20 名
- ・共同会議室(58.44 m²)定員:20名(活動物品保管スペース有)
- ・印 刷 室(点字プリンター含む)

【移行後】

梅ヶ丘拠点 区複合棟(区民活動支援)

- ·会議室1 (67 m²)]
- ·会議室 2 (65 m²) (132 m²)
- ·会議室3 (61 m²)
- 印刷室
- ※障害者団体以外も使用する。

福祉人材育成・研修センター

- ·研修室C−1 (159 m²)
- ・研修室C-2 (159 m²)
- ※研修優先の施設だが、区民活動支援の諸 室では対応できない場合に活用の調整 を行う。



総合福祉センター後施設

「団体活動支援スペース」

- 共同会議室(119 ㎡程度)
- ・休憩室兼会議室 (現在の和室機能を兼ねる)
- ・活動物品保管スペース
- ・印刷室(18 ㎡程度) (点字プリンター含む)

移行手順、事務引き継ぎ

梅ヶ丘拠点施設区複合棟

◆ 保健センターに移行する事業については、梅ヶ丘拠点施設区複合棟の工事期間となる 平成31年度に限り、北沢保健福祉センター後(松原6丁目)の一部を活用して事業 を実施する。

民間施設棟(障害者支援施設)

- ① 民間施設棟運営事業者の職員の出向受け入れ及び職員実習の実施
 - 実務を通じて事業の引継ぎ、総合福祉センターが培ってきたノウハウを継承
- ② 個別ケースの引継ぎ
- 移行前の約6ヶ月間を、継続ケースの引継ぎ、業務の終了手続きなどを集中的に実施
- ③ 事業移行後のフォロー
 - 民間施設棟運営事業者、世田谷区保健センター、区による「調整会議」を実施し、移 行業務の定着に向けた連携を図るとともに、移行後に生じた課題等の解決に向け協力

総合福祉センター後利用施設

- ① (仮称)水活動室
 - 総合福祉センター全体の改修工事に伴い、平成31年度中の「(仮称) 水活動室」の使用ができないことを利用者に丁寧に周知する。
- ② 団体活動支援スペース
 - 総合福祉センター全体の改修工事期間中である<u>平成31年度に限り、総合福祉センターに隣接する旧福祉用具・住宅改造展示相談室「たすけっと」施設(松原6丁目)を</u>活用する。

移転作業及び備品等物品の取扱いについて

平成31年3月中に以下の3ヶ所へ必要物品を移転する。

施設	機能	主な物品					
北沢保健福祉センター後	保健センター相談機能、	聴力検査機、臨床化学分析器、					
(松原6丁目)	職員室等	身体機能測定器、事務机等					
旧たすけっと施設 (松原6丁目)	団体活動支援スペース	机、複写機(点字含)、ロッカー等					
保健センター (三軒茶屋2丁目)	物品等の一時保管場所	プール用車いす、プール清掃機等					

<u><今後のスケジュール></u>

平成29年度 個別事業移行計画策定 平成30年度末 総合福祉センター廃止

平成31年度 民間施設棟障害者支援施設開設

区複合棟へ移行する機能を保健センター等へ移転

総合福祉センター後利用施設改修工事・代替施設の活用

平成32年度 区複合棟 開設(保健センター等移転)、総合福祉センター後利用施設 開設

1 主 旨

梅ヶ丘拠点民間施設棟・障害者支援施設にて新規に実施される各事業については、平成29年9月6日福祉保健常任委員会に新規事業概要<素案>として報告し、その後、成案にむけ、 障害者団体等へ説明及び意見聴取等を行ったところである。

障害者団体等に行った説明及び意見聴取等の結果をふまえ、運営事業者において、新規事業概要<案>を取りまとめたので、報告する。

2 新規事業の内容

- (1) 施設入所支援
- (2) 生活介護
- (3) 短期入所(事業者提案による障害児短期入所を含む)
- (4) 放課後デイサービス ※児童発達支援については、総合福祉センターより移行
- (5) 提案事業(①訪問系サービスの提供 ②地域交流スペースの運用)
- ※(1)から(4)の事業については、医療的ケアの対応を図る。

3 各事業の概要

1 施設入所支援(定員:60名) <内訳 生活介護50名、自立訓練10名 *入所中、日中活動として同施設内の生活介護又は自立訓練を利用する>※医療的ケア対応

○ 事業概要

「施設入所支援」は地域生活支援型施設として位置付け、利用者の意思を踏まえ、併設する 日中活動施設(生活介護又は自立訓練)や相談支援事業所等とも連携し、障害者の地域移行・ 地域定着の実現をめざす。

なお、地域生活支援型の目的に沿った利用を実現するため、別途、区と運営事業者との間で、 入所者決定にあたっての手続きを定めた覚書を締結する。

〇 事業内容

- (1)対象者の要件
 - ① 障害の種別を問わず、障害支援区分が4以上の者(50歳以上は区分3以上)。 又は、入所中に同施設内で行われる日中活動(生活介護又は自立訓練)の支援と入所 における支援を組み合わせて利用する必要がある者。
 - ※国及び都が定める「介護給付等に係る支給決定事務等について(事務処理要領)」による。
 - ② 地域移行に向けた取組みを行う意思がある者。
- (2)利用期間

3年以内とする。ただし、地域移行先の確保や地域移行に向けた準備に一定の期間を要すると判断された場合などには、最大2年間の更新利用を可能とする。

- (3) 入所者決定にあたっての考え方以下に定める者を優先する。
 - ① 申し込み時点で、世田谷区が障害福祉サービスに係る給付等の実施機関である者。
 - ② 施設の入所により、地域において自立した生活が見込まれる者。
 - ③ 施設の入所により、地域において自立した生活ができる力を向上させる必要のある者。
- (4) 申込者への調査

運営事業者及び区は、都が都内入所施設利用調整時に行っている調査項目(本人の状況、 家族の状況、医療的ケアの内容等)に準じ、申込者の調査を行う。

- (5) 入所者決定の流れ
 - ① 入所希望者は区を通じ運営事業者へ申し込みを行い、運営事業者は申込者本人との面談や家族の状況等の調査を行い、入所候補者を決定し区へ確認を依頼する。
 - ② 区は、運営事業者からの入所候補者の確認依頼に対し、内容を確認し、その結果を運営事業者に報告する。
 - ③ 運営事業者は、区の確認結果を踏まえ入所者を決定する。

○ 覚書の締結

上記「事業内容」に示した事項(対象者の要件、利用期間、入所者決定の考え方、利用期間の更新方法など)を定めた覚書を、利用者募集のスケジュールを勘案し、平成30年2月に区と運営事業者との間で締結する。

利用のイメージ

<利用者の例>

<u>障害の種別を問わず「住み慣れた地域で自分らしい生活を継続・実現したい方」を広</u>く対象とする

- 現在自宅で生活しているが、年齢を重ねた場合、このままの生活を継続できるか不 安を感じている。
- 区外の入所施設を利用しているが、生まれ育った世田谷に戻って生活をしたい。
- 特別支援学校を卒業し、一人暮らしを始めるためのスキルを身に付けたい。

<入所中の支援例>

- (1)入所・日中活動における支援
 - 専門職によるリハビリ等を通じた生活動作の自立サポート
 - ●日中活動を通じた生活リズムの構築
 - 外出・買い物等余暇活動の支援 など
- (2) 地域移行へ向けた支援
 - 就労先、通所先など新たな日中活動の場の検討・確保
 - グループホーム等の地域移行先の確保
 - 自宅復帰に向けた自宅の改修の検討 など

<地域移行の例>

- 生活リズムの構築、外出・買い物等余暇活動の支援、家族から離れた生活の体験等 による単身生活の実現
- ヘルパー事業所、訪問看護事業所等との利用調整により、住み慣れた地域で生活を 送るうえで自身に必要なサービスを見極め、入所施設から在宅への移行
- 生活動作の自立サポートや集団生活の体験等により、グループホームへの入居実現

<今後のスケジュール>

平成30年 3月~4月 利用者募集 (区)

4月~ 申込者の面談等(運営事業者) 9月 利用者検討 (区・運営事業者)

10月 利用者決定 (運営事業者)

平成31年 4月~ 順次、利用開始

梅ヶ丘拠点民間施設棟・障害者支援施設く新規事業概要(案)>

2 生活介護(生活介護 60 名定員のうちの通所利用: 10 名) ※医療的ケア対応

<事業概要>

昼間、入浴や排せつ、食事等の介護を行うとともに、創作的活動や生産活動の機会を提供す る。また、施設入所支援と一体となった効果的な支援を実施し、拠点外通所者については、地 域生活の継続支援を実施する。

<利用対象者>

◆ 通所利用は、障害支援区分3以上の者(50歳以上は障害支援区分2以上の者)。

<利用申込の流れ等>

◆ 通所による利用:区内の通所施設の利用にあたっては、区が利用調整を行っているため、

区で申込みを受付け利用調整後決定する。

平成30年11月 ◆ スケジュール 利用者募集(区)

> 平成31年 2月 利用者決定

くその他>

- ◆ 医療的ケア(経管栄養、たん吸引、酸素吸入など)を、主治医の意見書等をもとに実施する。
- ◆ 拠点外からの通所者については、送迎を行う。

3 短期入所(定員:28名) * 障害者20名/障害児8名 ※医療的ケア対応

<事業概要>

障害者等の家族を支援するため、介護者が介護できないときに障害者等を短期間受け入れて 介護を行う。

<利用対象者>

- ① 障害支援区分が1以上の者(障害の内容は問わない)。
- ② 介護者の疾病、その他の理由により短期間の入所を必要とする者。
- ※障害児の場合は、国が定める「障害児の程度区分1以上に該当する障害児」が対象

<利用申込の流れ等>

- ◆ 区民利用を優先し、利用日の3ヶ月前(区外の方は1ヶ月前)より申込みを受け付ける。
- ◆ 平成31年1月より、平成31年4月分からの申込受付、面談を順次行う。(運営事業者)

くその他>

- ◆ 世田谷区が障害福祉サービスに係る給付等の実施機関となっている者の利用を優先する。
- ◆ 医療的ケア(経管栄養、たん吸引、酸素吸入など)を、主治医の意見書等をもとに、施設入所支 援及び日中活動の嘱託医の確認により実施する。
- ◆ 緊急受入れのための居室を1室設ける。
- ◆ 施設の利用状況により、1ヶ月単位でのミドルステイの利用を可能とする。 ※国では平成30年度の障害報酬改定の中で、短期入所における連続した長期利用のあり方を検討するとし ていることから、今後その動向を注視し、ミドルステイの利用方法を確定させる。

4 放課後等デイサービス (定員:50名) ※医療的ケア対応

<事業概要>

就学後の障害児に対し、放課後や夏休み等の長期休暇中において生活能力向上のための訓練 等を継続的に提供する。

<利用対象者>

◆ 就学後の児童から高校生

<利用申込の流れ等>

◆ スケジュール 平成30年4月以降 利用者募集・決定 (運営事業者)

> 平成31年4月 順次、利用開始

くその他>

- ◆ 医療的ケア(経管栄養、たん吸引、酸素吸入など)を、主治医の意見書等をもとに実施する。
- ◆ 放課後等デイサービスで実施する医療的ケアの対応のノウハウを、同施設内で実施する技 術支援等と連携し、区内の児童福祉施設等との共有により質の向上につなげる。
 - ※技術支援(児童福祉施設)・・・総合福祉センターからの機能移行として、民間施設棟障害者支援施設 で行う事業。臨床心理士など専門職が保育園や幼稚園など各施設を訪問し、施設職員に対し障害特性の 理解や環境調整を行うなど技術支援を実施する。

5 その他(提案事業)

(1)訪問系サービス

地域生活支援型施設の充実のため、施設を退所する障害者が地域で安心して暮らせるため の事業を実施する。

<事業内容>

- ●居宅介護15名/1日 ●重度訪問介護5名/1日 ●行動援護1名/1日
- ●同行援護1名/1日、 ●重度障害等包括支援1名/1日

<利用申込の流れ等>

◆ スケジュール

平成30年4月以降 利用者募集・決定 (運営事業者) 順次、利用開始 平成31年4月

(2)地域交流スペースの運用

施設利用者である障害者、高齢者や利用者の家族等と地域住民の交流など、世代や障害の 有無等を超えた多様な交流と相互理解を深める場とするため、地域交流スペースを設け、地 域開放を行う。

- ◆ 広 さ 障害者施設、高齢者施設に各 130 m²
- ◆ 開 設 年末・年始を除く午前9時~午後9時
- ◆ 利用方法 申し込み方法、使用料等は、区複合棟の会議室の貸出方法を参考に、区民 ・団体が利用しやすいものとなるよう、今後、運営事業者と協議を進め、 平成30年度中に決定する。
- ◆ 災害時 災害時は、高齢者支援施設内に設置される地域交流スペースも合わせ、障 害者及び高齢者等の福祉避難所となる。

世田谷区立総合福祉センター個別事業移行計画(案)

平成30年1月

世田谷区

世田谷区立総合福祉センター個別事業移行計画(案)

<目次>

1	「総合福祉センター個別事業移行計画」の位置付け・・・・・・・・・・・
2	個別事業移行計画の基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・
3	総合福祉センター事業移行の枠組み・・・・・・・・・・・・・ 2
4	関係施設の建設スケジュール等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
5 (1	移行先別の移行後の事業 移行方法・内容・・・・・・・・・・ 2)梅ヶ丘拠点施設区複合棟に移行する事業・・・・・・・・・・・・・ 4 <保健センター> ① 障害者専門相談
	 ② 乳幼児育成相談 ③ 高次脳機能障害者支援(自立訓練を除く) ④ 乳幼児健診後のフォローグループへの派遣 ⑤ 障害者施設等への技術支援 ⑥ 住宅改造アドバイス <福祉人材育成・研修センター>
	① 研修・講座<その他>② カフェ
(2) 梅ヶ丘拠点施設民間施設棟・障害者支援施設に移行する事業・・・・・・12 ① 児童発達支援事業 ② 自立訓練(生活訓練) ③ 自立訓練(機能訓練) ④ 技術支援(児童福祉施設) ⑤ ネットワーク事業 ⑥ 交流レクレーション ⑦ 基幹相談支援センター ⑧ 相談支援事業所
(3 (4	
\ →	・/ 心口田正にノノ 夜門用心以に正開する学术・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

世田谷区立総合福祉センター個別事業移行計画

	① ②	(仮和 団体活	. ,	水活! 支援		ース																	
(1 (2)梅 !)民	「手順、 手ヶ丘拠 計り施設 に合福礼	』点 と棟 🏻	施設區 章害者	区複台 皆支护	含棟 爰施詞	设				•	 	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	9
7	移転	. 作業及	とびん	備品等	手物 品	品の』	取扱	いに	こつ	いて		 			 •							2	1
8	今後	のスク	「ジ:	ı—)	レ・・							 			 							2	1

1 「総合福祉センター個別事業移行計画」の位置付け

区は、区立総合福祉センターについて、その機能や業務を整理し、平成30年度末をもって、ほとんどの機能を区立保健センターと梅ヶ丘拠点施設の民間施設棟へ移行し、廃止することとしている。なお、区立保健センターは、平成31年度末に、梅ヶ丘拠点施設の区複合棟へ移転することとしている。

「世田谷区立総合福祉センター個別事業移行計画(以下「個別事業移行計画」という。)」は、区が平成27年6月に策定した「総合福祉センター機能・業務移行計画(以下「機能・業務移行計画」という。)」やその後の検討を踏まえ、総合福祉センターの個別事業の移行に関する事項について、区が総合福祉センター(指定管理者:公益財団法人世田谷区保健センター)や、民間施設棟運営事業者等と調整を図りながら検討を行い、計画としてまとめるものである。

2 個別事業移行計画の基本方針

個別事業移行計画の基本方針は、区の拠点施設として総合福祉センターがこれまで担ってきた役割及び事業展開の経緯、「総合福祉センター機能・業務移行計画書」の内容を踏まえ、次のとおりとする。

(1) 個別事業移行先ごとの具体的な事業内容の検討

各施設の機能内容等を踏まえ、それぞれの事業について①梅ヶ丘拠点施設の区複合棟に移行する事業、②梅ヶ丘拠点施設の民間施設棟に移行する事業、③地域の民間医療機関等において担う事業、④総合福祉センター後利用施設に整備する事業の4つに分類した。この分類した移行先ごとの関係所管と調整を図りながら、具体的な事業内容の検討と円滑な引継ぎを行う。

(2) サービスの質の確保及び充実・強化

総合福祉センターの機能移行・廃止により、現行のサービス水準の低下を招かないよう梅ヶ丘拠点施設へ移行するサービスの質を確保する。

(3) 円滑かつ計画的な移行

総合福祉センターの事業移行に当たり民間施設棟運営事業者と移行にあたっての 調整会議を定期的に開催し、移行作業を円滑かつ計画的に進行管理を行いながら進め る。また、利用者に混乱が生じないよう、利用者や関係団体、障害福祉サービス事業 者等に対し、適宜進捗状況等を報告する機会を設けるなど、丁寧な周知・説明を行う。

3 総合福祉センター事業移行の枠組み

平成27年6月に策定した「総合福祉センター機能・業務移行計画」で整理した総合福祉センター機能・業務の基本的な移行先など全体的な枠組みは、下図のとおり。

【現行】

【移行後】

総合福祉センター

梅ヶ丘拠点 区複合棟

<u>専門職相談、技術支援(障害者福祉施設)、高次脳機能障害者関連事業</u>(自立訓練を除く)、研修・講座、団体活動支援(施設貸出)

梅ヶ丘拠点 民間施設棟 (障害者支援施設)

児童発達支援、生活訓練・機能訓練、技術支援(児童福祉施設)ネットワーク事業・交流レクリエーション事業、基幹相談支援センター、相談支援事業所

地域の民間医療機関等

補装具相談判定·身体障害者手帳相談

総合福祉センター後利用施設

水活動室の活用(施設貸出含む)

個別事業移行計画では、その後の検討を踏まえ、全体の枠組みについて下図のとおり分類する。

【現行】

【移行後】

划1]

梅ヶ丘拠点 区複合棟

<保健センター>

障害者専門相談、乳幼児育成相談、高次脳機 能障害者支援(自立訓練を除く)

乳幼児健診後のフォローグループへの派遣、 障害者施設等技術支援、住宅改造アドバイス

<福祉人材育成・研修センター>

研修•講座

<その他>

区民活動支援等

総合福祉センター

梅ヶ丘拠点 民間施設棟(障害者支援施設)

児童発達支援、自立訓練(生活訓練・機能訓練)、技術支援(児童福祉施設)、ネットワーク事業、交流レクリエーション事業、基幹相談支援センター、相談支援事業所

地域の民間医療機関等

補装具相談判定・身体障害者手帳相談

総合福祉センター後利用施設

(仮称) 水活動室、団体活動支援スペース

4 関係施設の建設スケジュール等

関係施設の開設等のスケジュールは、次のとおりである。

		<u> </u>	
施設名	平成30年度	平成31年度	平成32年度
梅ヶ丘拠点民間施設棟	新築工事	H31.4.1 開設	
障害者支援施設			
梅ヶ丘拠点区複合棟	新築工事	新築工事	H32.4.1 開設
保健センター		※相談事業等機能移転	
総合福祉センター	H31.3.31 廃止	改修工事	H32.4.1
及び後利用施設			後利用施設開設

5 移行先別の移行後の事業 移行方法・内容

(1) 梅ヶ丘拠点施設区複合棟に移行する事業

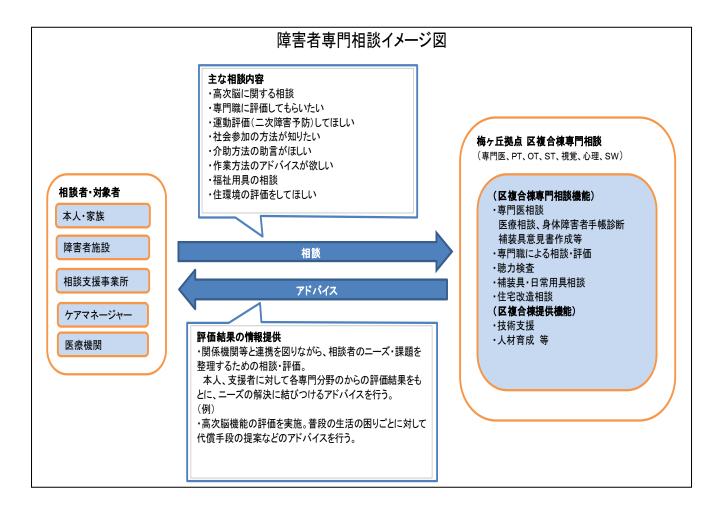
<保健センター>

① 障害者専門相談

障害者専門相談は、専門的見地からの助言が、相談者からの課題解決や療育や訓練を行う機関の利用者に対する処遇の向上に有効であることから、引き続き区の役割として実施することとし、区複合棟・保健センターへ移行する。

移行後は、各種専門相談を有機的かつ効果的に実施し、相談者の課題の解決に結びつけるコーディネーターを配置するとともに、高次脳機能障害や知的障害などのある方へのより適切な相談支援を行うため、小グループ活動を通じた評価と一定期間の継続した相談支援を実施する。また、訪問による相談対応等を実施するなど、従来の事業の充実を図る。

さらに、保健センターで展開する高齢者、障害者などに対する健康増進事業に関して、障害者専門相談の見地から意見を伝えるなど、連携強化を図りながら新たな事業を検討していく。



事業名	概要							
専門医相談	・嘱託医による医療・リハビリ相談							
	(神経内科、耳鼻科、眼科、整形外科、リハビリ科、精神科)							
	・嘱託医等を講師とした、視覚、聴覚、高次脳機能障害に関する区民							
	向けの相談会							
	・区内の身体福祉法第 15 条に規定する指定医の体制では判定が困難							
	な身体障害者手帳診断、補装具意見書作成							
専門相談・評価	・各種専門職(PT、OT、ST、視覚、心理)を有機的かつ効果的に組み							
	合わせた相談及び評価(訪問、派遣にも対応)(例:身体、認知機							
	能評価、情報提供、コーディネート)							
補聴相談・聴力検	・聴力検査、語音明瞭度検査、補聴器相談等							
查								
補装具・福祉用	・シーティング相談、電動車椅子の操作評価							
具・日常生活用具	・福祉用具全般に関する相談・評価(訪問にも対応)							
の相談	・下肢装具、杖、歩行器等の補装具相談事業(訪問にも対応)							
専門職等ネットワ	・相談員連絡会(医療ソーシャルワーカー連絡会を再編)							
ーク事業	・専門職連絡会 (ST連絡会、OT連絡会等を改組)							

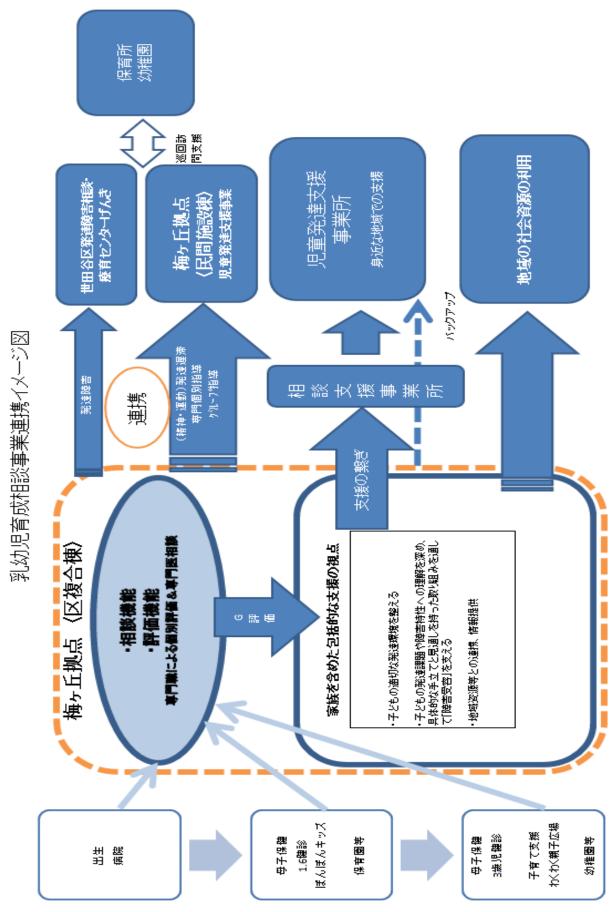
② 乳幼児育成相談

総合福祉センターでは、区の拠点施設として、発達発育に課題があり療育の必要性が高い乳幼児を中心に相談業務と療育を実施してきた。移行後は、療育等については梅ヶ丘拠点民間障害者支援施設の児童発達支援部門や地域の児童発達支援機関が担い、区複合棟・保健センターは、相談、専門評価に特化することで、質の高い相談体制を保ちつつ、相談対応の充実を図る。

また、専門評価の結果をもとに、個々に応じた適切な支援機関(※)や社会資源へ確実に繋ぐ役割を担う。

相談から支援機関に繋ぐ過程の中で、育児面、医療面、療育面など幅広い相談や情報提供を通じ、子どもの発達や障害に関する理解を深めるなど児童と家族に対する支援を行う。

事業名	概要		
乳幼児育成相談	・相談、カンファレンス		
	• 発達発育総合評価		
	• 保護者支援		
	・療育・支援機関(※)民間施設棟障害者支援施設(児童発達支援事		
	業所)、世田谷区発達障害相談・療育センター「げんき」、地域の児		
	童発達支援事業所、相談支援事業所等への引継ぎ・コーディネート		



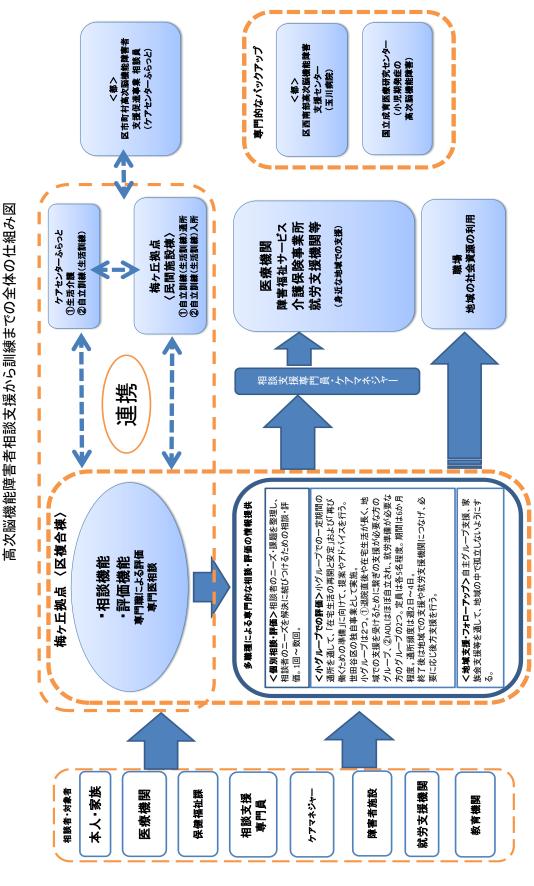
③ 高次脳機能障害者支援(自立訓練を除く)

高次脳機能障害者への支援については、障害が外見上わかりにくいことや障害の内容が個々で異なること、家族関係でも様々な課題を抱えているケースが多いことなどから、区では、障害の特性に応じた支援体制を構築するなど、先駆的に様々な支援策に取り組んできた。

高次脳機能障害者が病院から在宅に戻り、生活を始めるための支援や社会復帰における支援ニーズは高いことから、高次脳機能障害者支援については、民間施設棟で行う自立訓練事業と連携しながら区複合棟においても、個別の相談・評価や、小グループ活動を通じた評価と一定期間の継続した相談支援などの事業を実施する。

その他、高次脳機能障害専門の医師による区民向けの相談会、移動支援事業の従事者の養成講座、失語症の方のコミュニケーション支援の事業を実施する。

事業名	概要
高次脳機能障害者	・高次脳機能障害専門相談・評価【再掲】
支援事業	・区民向け相談会【再掲】
(自立訓練を除く)	・高次脳機能障害ガイドヘルパー養成講座
	・失語症会話パートナー養成講座
	・高次脳機能障害者の家族に向けた支援
	・高次脳機能障害関係施設連絡会・講演会



<補足>ネットワーク事業について【再掲】

障害者専門相談事業は、拠点相談機関として関係機関との連携体制を構築することが不可欠である。総合福祉センターがこれまで構築してきた区内および近隣の医療機関等に所属する専門職のネットワークを基幹相談支援センターの福祉ネットワークと連携して拡大し、保健医療福祉の機関連携の強化を図っていく。

これまで行ってきた医療ソーシャルワーカー連絡会は、相談員連絡会とし、ケアマネージャーや、相談支援専門員、区の保健福祉課のケースワーカー等も含め幅広い相談員のネットワークを構築するための連絡会に再編成する。

ST連絡会、OT連絡会については対象職を拡充した上で専門職連絡会とし、目的 に応じて従来の職種別の連絡会や全体の連絡会を開催するなど多職種連携の可能な 連絡会としていく。

事業名	概要
専門職等ネットワ	・相談員連絡会(医療ソーシャルワーカー連絡会を再編)
ーク事業	・専門職連絡会(ST連絡会、OT連絡会等を改組)

④ 乳幼児健診後のフォローグループへの派遣〔拡充〕

相談に繋がる前(例:「子どものつまづき」への気づき)の段階から支援を行うため、 平成27年度から総合支所健康づくり課が中心となりモデル事業を実施している乳幼 児健診後のフォローグループ(親子支援グループ)へ専門職を派遣し、母子保健や子 育て支援等の関係機関と連携した体制整備を図る。

事業名	概要
「親子支援グルー	・総合支所職員への助言・相談対応、会議参加
プ」の支援	

⑤ 障害者施設等への技術支援

これまで総合福祉センターが実施してきた専門職が行う障害者や高齢者施設等への 技術支援など、施設スタッフへのスーパーバイズ機能に加えて、視覚障害や知的障害 者等への対応に関する技術支援に対応していく。

事業名	概要
障害者施設等への	・障害者や高齢者等の施設に訪問し、職員へ処遇方法等の技術助言
技術支援	

⑥ 住宅改造アドバイス

理学療法士等が障害者や高齢者宅を訪問し住宅の改修相談を実施する。

事業名	概要
住宅改造相談	・障害者、高齢者の住宅改造相談(訪問にも対応)

	〈区複合棟で行う専門相談図〉							
			コーディネーター(社会福	祉士等)による インテ	一ク ・ 相談の調整・ 関	I係機関連携		
				障害者専門相談				
相談名	専門医相談	身体機能評価	専門評価認知機能面の評価	情報提供とコーディネート機能	聴力検査(補聴相談)	補装具·福祉用具·日常 生活用具相談	住宅改造相談	乳幼児育成相談
内容	身体障害者等 帳診断、補作 高次脳機の 高次脳機の 等の方福祉 で で で で で で で で で で に で に で に で に で に	のある方に対して、必要な評価(ADL評価、言語機能、視覚障害に伴う機能低下、二次的障害等)を行い、本人、	とに対して、専門職の面 談・評価を実施し、訓練の 必要性や対応方法につい	生活上で様々な課題・不安を抱えている方に対して、課題対決に向けた支援方法について助するを行うだけでなく、必要な機関へのつなぎとフォローアップを行う。	日常生活用具の相談に 応じる。必要に応じ、聴力 検査を行うとともに検査を 果報告書の作成及び医 療機関等の情報提供を 行う。	②身体状況に適した姿勢 保持の方法や車椅子を 作成する際のシーティン	必要に応じ、現場 確認を行うととも	児童の障害や発し、 達の機能を持たい。 達保護法との助にない。 生活の助にない。 生活の助にない。 生活の動にない。 発力を 見きの作のを 機関 を を 行う。 を で を 行う。 を で の は の は の は の は の は の は の は の は の は の
職種	嘱託医	嘱託医、PT、OT、	ST、視覚障害指導員、心理:	士、看護師、相談員	ST	PT OT	PT OT	小児神経科医師 PT OT ST NS 心理職 保育士

	専門 相 談 ス タッフ を 活 用 し た 事 業				
事業名	相談会の開催	技術支援	高次脳機能障害者関連事業	ネットワーク事業	
事業内容	①見えにくくなった方の相談会 ②聞こえに関する相談会 ③高次脳機能障害に関する相談会 ④失語症に関する相談会	障害者の通所施設等を訪問し、職員に対して処遇 方法等の技術的助言を行う。	・失語症会話パートナー養成講座の開催 ・高次脳機能障害者ガイドヘルパー養成講座の開催 催 ・高次脳機能障害者関係施設連絡会、	相談員連絡会、専門職連絡会の開催	

<福祉人材育成・研修センター>

① 研修・講座

現在、総合福祉センターが実施している障害者福祉従事者研修や講座などの企画・ 運営について、福祉人材育成・研修センターに移行する。なお、当該研修の講師等に ついては、梅ヶ丘拠点施設内の専門職員等を活用していく。

事業名	概要
障害者福祉従事者	・障害福祉施設等の職員の支援技術向上を目的に、現在の総合福祉セ
研修	ンターの専門職等による研修会を企画・運営
高次脳機能障害支	・高次脳機能障害者の支援に関する基礎知識の習得とスキルアップを
援者向け研修	目的に基礎編と応用編を実施
講座	・各種講座を実施

くその他>

① 区民活動支援

総合福祉センターは、機能訓練のほか、レクリエーション、社会との交流促進等のサービスを総合的に提供する施設として、障害者団体活動支援(施設貸出)を行ってきた。区複合棟では、区民活動支援のための会議室等の諸室を整備する。なお、利用方法等の詳細は、今後検討し、決定する。

※総合福祉センター後施設に整備する障害者等の「団体活動支援スペース」については、 P・15「総合福祉センター後利用施設に整備する事業」にて記述する。

【現行】

総合福祉センター

- ・研修室(172.03 m) 定員:100 名
- ・和室(60.91 m²)定員:30名
- ・共同作業室 (37.68 m²) 定員: 20 名
- ・共同会議室(58.44 m²)定員:20名(活動物品保管スペース有)
- ・印刷室(点字プリンター含む)

【移行後】



 (132 m^2)



梅ヶ丘拠点 区複合棟 (区民活動支援)

- ・会議室1 (67 m²)
- ·会議室2 (65 m²)
- ·会議室3 (61 m²)
- 印刷室
- ※障害者団体以外も使用する。

福祉人材育成・研修センター

- ・研修室C-1 (159 m²)
- ·研修室C-2 (159 m²)
- ※研修優先の施設だが、区民活動支援の諸 室では対応できない場合に調整する。

総合福祉センター後施設

「団体活動支援スペース」

- ・共同会議室(119 m²程度)
- 休憩室兼会議室※現在の和室機能を兼ねる
- ・活動物品保管スペース
- ・印刷室 (点字プリンター含む) (18 m²程度)

② カフェ

カフェの業務に従事する職員について、区複合棟施設の維持管理業務等とあわせて障害者雇用を実施する方向で検討中。

(2) 梅ヶ丘拠点施設民間施設棟・障害者支援施設に移行する事業

① 児童発達支援事業

区の乳幼児期から学齢期までを対象とする障害児支援の中核施設として位置付け、 心理士等の専門職の配置により対象児童のアセスメントに基づく個別支援計画を作成 し、基本的生活習慣の獲得及び集団適応などを目的に療育を実施する。

事業名	概要
グループ指導	・年齢や発達段階に応じた小集団の中で、身辺自立や集団生活に必
	要な社会性を養うグループ療育を行う。また、幼稚園、保育園な
	どの母集団に属していない肢体不自由児を対象としたグループ
	運営を行う。
	・移行後も、総合福祉センターの療育プログラムを引き継ぎつつ、
	グループ内の親同士の交流の場を提供すると同時に、子どもの特
	徴理解に繋げるなど、療育の充実を図る。
個別指導	・個別支援の必要性の高いケースについては、その発達の特徴に応
	じて、理学療法(未歩行等粗大運動の遅れが顕著なケース)、作
	業療法(ADLの獲得や感覚面へのアプローチが必要なケース)、
	心理指導(保護者の精神保健面に配慮が必要なケース)、言語療
	法(構音障害、吃音)などの個別療育を行う。
	・移行後も、総合福祉センターが実施している個別療育を基本とし
	つつ、マンツーマンでの遊びのやりとりを通じて、認知的な発達
	とコミュニケーション能力の向上を目指す。
その他	・スヌーズレン(感覚療養)室を活用した感覚遊びの提供。
	・保護者からの聴き取りによる検査等を行ない、定期的に子どもの
	変化や療育効果を評価し、保護者や療育内容にフィードバックで
	きるように配慮する。
	・保育士を中心とした訪問指導を行ない、アウトリーチ的な支援を
	積極的に図る。
	・待機者向けの保護者教室グループ体験、就学に向けた指導等。
	・地域支援の一環として、保育所等の従事者に向けた療育体験や療
	育に用いる器具や教材展示会等を企画する。

② 自立訓練(生活訓練)

知的障害、高次脳機能障害などのある方を対象に、家庭や地域での生活の自立、就 労など社会生活の自立に向けた準備を目的に、グループ訓練と個別訓練を実施する。 総合福祉センターで実施している通所訓練に加え、新たに実施する施設入所支援の 中での訓練を実施する。

また、通所による生活訓練のニーズを踏まえて定員数の増を図る。

事業名	概要
知的障害グルー	・グループによる生活スキル訓練、作業活動を通して、就労に必要
プ	な能力、意欲の向上を図るとともに、必要な社会生活訓練(社会
	参加の経験を得る機会としての活動)を実施。
	・移行後は、作業活動(パン工房)を柱に、個別の社会生活訓練を
	組み合わせて実施。
高次脳機能障害	・グループ活動を通して認知リハビリテーションや社会生活訓練等
グループ	のプログラムを行う。
	・就労(再就労)ニーズに対応した屋外訓練や施設訪問、他の機関
	との連携した訓練を実施。
	・移行後は、民間施設棟の強みである病院および福祉施設で培われ
	たリハビリテーション力を発揮し、機能訓練を実施。
	・移行後も、リハビリテーションの終了後のフォローアップ(就労
	面接同行、移行先への同行など)、就労体験訓練等を実施。
言語障害(失語症)	・グループ活動を通した実用的コミュニケーション訓練、心理的サ
グループ	ポートを実施。
	・機能面の回復訓練だけではなく、生活面や就労を目指した訓練、
	訓練終了後の活動の繋ぎなど、言語障害者の多様なニーズに対応
	する訓練を実施。
個別訓練	・生活上の個別的なニーズに対して、一人ひとりの障害や生活にあ
	わせた個別指導や心理サポートを行う。
	・移行後も、多様なニーズに継続して対応するために、多職種の連
	携を密に、地域生活を送る上で役立つリハビリテーション実施。
	・地域資源との連携を図り、利用者が生活しやすい環境設定を行う
	ための助言を実施。

③ 自立訓練(機能訓練)

地域での自立した生活を安定・維持させていくために、身体機能などの改善や向上のみにとどまらず、生活環境の整備、さらには就労を含めた社会活動に繋がる訓練(グループ訓練、個別訓練)を多職種の連携のもと実施する。

世田谷区立総合福祉センター個別事業移行計画

機能訓練についても、総合福祉センターで実施している通所訓練に加え、新たに実施する施設入所支援の中での訓練を実施する。

事業名	概要
身体障害グルー	・機能訓練や作業活動を通して、社会生活能力を身につける。
プ	・個々の状況に応じた自立生活に向けて必要な支援を実施する。
	・移行後も、多様なニーズに継続して対応するために、多職種の連
	携を密にし、地域生活を送る上で役立つリハビリテーションを効
	果的に実施。
視覚障害指導	・視覚障害指導員が、個々の生活に合わせて歩行訓練、家事動作、
	パソコン訓練等を実施する。
	・移行後も、コミュニケーション訓練、歩行訓練、訪問訓練、視能
	機能訓練について継続実施する。
	・視覚障害者の生活全般を見渡す専門的知識・技術、盲ろう者への
	対応(指点字・触手話などの多様なコミュニケーション)ができ
	る体制を確保。
個別訓練	・一人ひとりの心身の状況や生活状況に合わせた、個別指導(理学
	療法、作業療法、言語療法)を実施。

<参考>自立訓練 1日あたり・定員(人)

	通所		入所	
	生活訓練	機能訓練	生活訓練	機能訓練
平成 29 年度定員数	15	15	_	_
平均利用者数(平成29年4月)	11.4	5. 2	_	_
事業者募集時定員数(平成26年6月)	5	5	5	5

④ 技術支援(児童福祉施設)

臨床心理士など専門職が保育園や幼稚園など各施設を訪問し、施設職員に対し障害 特性の理解や環境調整を行うなど技術支援を実施する。

事業名	概要
技術支援	・保育園、幼稚園、学童クラブ等の依頼により臨床心理士、OT、 PT、ST等の専門職を派遣し、施設職員に対する技術的な支援 を実施。
その他	・ニーズに応じて、保育所等訪問支援を自主事業として実施する。

⑤ ネットワーク事業

拠点内及び拠点外の福祉関係機関と連携を図るネットワーク事業を実施する。

事業名	概要
ネットワーク事	・りはねっと(区内の関係施設の職員が、互いの支援の質の向上を
業	目的に事例検討中心に意見交換を実施。)の事務局機能
	・北沢ねっと(北沢地域の精神障害者関係施設のネットワークを繋
	ぐための連絡会)の事務局。
	・移行後も、りはねっと及び北沢ねっと事務局業務について継続し、
	内容の充実を図る。

⑥ 交流レクリエーション

障害者の社会参加支援を目的に「障害のある人もない人も共に楽しめるスポーツ・レクリエーション交流事業」をテーマに民間施設棟全体として積極的に行っていく。

事業名	概要
交流レクリエー	・地域イベントは、民間施設棟の全体企画として開催し、地域や団
ション事業	体と連携した、地域に根差した催し物とする。
	・公開講座(介護に関すること、健康に関すること等)を開催し、
	地域の方々に様々な情報を積極的に提供していく。
	・ボランティアの受け入れを積極的に行ない、さまざまなイベント
	(音楽会等)を開催する。
	・施設内に交流カフェを設置し、地域の方々の交流の場を確保し、
	交流の場を活用してさまざまな企画を実施。

⑦ 基幹相談支援センター

区の障害福祉に関する拠点相談支援機関として、障害者(児)・家族等からの相談に 応じ、必要な情報提供・助言、区・サービス提供事業者との連絡・調整、その他の総 合的な支援を行う基本相談のほか、区内相談支援事業者及び地域障害者相談支援セン ター支援、相談に関わる人材育成、自立支援協議会事務局運営、他機関との連携業務 を実施する。

人口が90万人に近い世田谷区においては、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関の機能については、「地域障害者相談支援センター」が担う方向で役割分担を整理する必要がある。機能移行に向けて、基幹相談支援センター及び地域障害者相談支援センターの業務の内容について、平成30年度中に見直しを行う。

事業名	概要
基本相談支援	・年齢、障害の種別に関わりなく、障害者(児)・家族等への相談
	支援を実施する。
	・移行後も基幹相談支援センターは相談支援機能の中心的役割を担
	うことから、主に管轄住所地を特定できないケースや調整先が複
	数にわたるケースを中心に基本相談支援窓口機能を受け持つ。
相談支援体制の	・区の相談支援の中核的な役割を担う機関として、区内の相談支援
連携強化	事業者の連絡会の開催や地域障害者相談支援センター連絡会の
	開催などを通し、相談支援体制の連携強化に取り組む。
	・移行に向け、基幹相談支援センターの機能強化を図るための具体
	的手法として、専門性とスーパーバイズ能力の高い専門スタッフ
	が基幹相談支援センターのアドバイザーとしてバックアップす
	る「基幹相談支援センター・アドバイザースタッフ制度」を導入
	する。
	・障害福祉分野だけでなく、医療、教育、就労、高齢者など、様々
	な分野とのネットワークづくりの機能を担い、障害も含めた複合
	課題の解決に向けた支援技術や知識を確保する。
人材育成	・障害者相談支援人材育成研修、世田谷区相談支援従事者初任者研
	修などを実施し、地域の相談支援に従事する人材の育成を行う。
世田谷区自立支援協	・区の障害福祉担当部障害施策推進課と連携し、世田谷区自立支援
議会の事務局運営	協議会の事務局運営を担う。

⑧ 相談支援事業所

障害者総合支援法に定める指定特定相談支援事業所及び、児童福祉法に定める指定障害児相談支援事業所を運営する。

基幹相談支援センター併設の相談支援事業所として、都道府県や市区町村からの転入

への対応や医療機関・教育機関・児童相談所等関係機関が多岐、広域にわたるなど地域 の相談支援事業所では対応困難なケースへの対応を行う。

平成24年4月の障害者自立支援法の改正により、平成26年度末までに障害福祉サービス利用者全員に対し計画を作成することが必要となった。区ではこの動きに対応するため、平成26年度から区が、特定相談支援事業者・障害児相談支援事業者の指定を受け、基幹相談支援センターと併せて委託し、現在も継続実施している。

現状でも、計画の作成が必要な利用者数に対し、計画作成を担う指定事業者数が充足していない状況が続いていることから、事業移行後3年間は、区が特定相談支援事業者・障害児相談支援事業者の指定を継続し、基幹相談支援センターとともに民間施設棟運営事業者委託する。以降の取扱いについては、委託期間における相談支援事業所の状況や区民ニーズを踏まえ、再度整理する。

事業名	概要
指定特定相談支	・基幹相談支援センター併設の相談支援事業所として、都道府県や
援、指定一般相談	市区町村からの転入への対応
支援、指定障害児	・地域の相談支援事業所では対応困難なケースへの対応を行う。
相談支援	・障害児相談支援事業所の拠点事業所としての役割を担う。

(3)地域の民間医療機関等において担う事業

機能・業務移行計画(平成27年6月)を策定以降、さらに詳細な検討をしていく中で、当初は、地域の民間医療機関等へ移行することとなっている事業のうち、地域の民間医療機関の体制では対応が困難な下肢装具の判定書類の作成など一部移行が難しい事業については、区複合棟で実施する。

事業名	概要
医療機関による	・区内の身体障害者福祉法第15条の指定に基づく指定医師におい
補装具相談判定、	て判定可能な相談・判定については、地域の民間医療機関が担う。
身体障害者手帳	(同法第15条の指定に基づく医師の体制では判定できない等
相談	の場合は、区複合棟・保健センターの専門相談で対応する。)

(4)総合福祉センター後利用施設に整備する事業

総合福祉センターが担ってきた役割については、ほとんどの機能が梅ヶ丘拠点施設に移行するが、障害者(児)等の身体活動能力を高める事業や、交流レクリエーションに活用される水治療法室及び団体活動支援スペースについては総合福祉センター後利用施設に整備する。

なお、水治療法室については、これまでの治療(機能訓練)実施を維持しつつ、自主活動や健康づくり施設としての目的を表すため、名称を(仮称)水活動室とする。

① (仮称) 水活動室

項目	内容
位置付け	水治療法室は、障害者(児)等の自主活動と障害者(児)等の健 康づくり支援事業、水治療を通じ、障害者(児)等の心身の健康を
	保持・増進する場として整備する。
設置根拠	「(仮称) 障害者水活動室 事業実施要綱」を新たに整備する。
利用対象者	○障害者団体 現行どおり○水活動を必要とする個人 現行どおり※個人A 手帳所持者、要介護認定者※個人B 手帳の所持を問わない。腰痛、膝痛等で必要な個人。
予約方法	○障害者団体 4ヶ月前から受付○水活動を必要とする個人A 4ヶ月前から受付○水活動を必要とする個人B 2ヶ月前から受付
利用料金	施設利用の観点から原則「有料」とする。障害者や障害者団体に は減免規定を設けるなど現状の活動が維持出来るよう検討する。

② 団体活動支援スペース

項目	内容
位置付け	総合福祉センター後施設に、障害者の社会参加や情報発信を目的
	に活動する団体を支援するための場を整備する。
	具体的には、障害者団体が共同で利用する会議室や活動物品を保
	管するスペース、印刷室(点字プリンターを含む)を提供する。
	なお、空いている時間帯には、子ども・子育て支援団体等にも提
	供する。
設置根拠	「(仮称) 障害者団体活動支援 事業実施要綱」及び「(仮称) 障
	害者団体活動支援スペースの空き時間利用に関する要綱」を新たに
	整備する。

利用対象者	○障害者団体
	○子ども・子育て支援団体
	○一般団体
予約方法	○障害者団体 4ヶ月前から受付
	○子ども・子育て支援団体、一般団体 2ヶ月前から受付
利用料金	施設利用の観点から原則「有料」とする。障害者団体には減免規
	定を設けるなど現状の活動が維持出来るよう検討する。

6 移行手順、事務引き継ぎ

(1) 梅ヶ丘拠点施設区複合棟

梅ヶ丘拠点整備計画の当初の予定では、平成31年4月から区複合棟及び民間施設棟が開設される予定だったが、区複合棟については「梅ヶ丘拠点整備プラン」策定時点では予定していなかった免震構造の導入などにより工期が延伸され、平成32年4月の開設となった。

また、総合福祉センター後利用施設は、児童相談所等を開設するため、平成31年度から1年間かけて改修工事を行う。

このため、区複合棟に移行する事業については、それぞれ以下のとおり対応する。

①保健センターへ移行する事業

総合福祉センターから保健センターへ移行する事業(①障害者専門相談、②乳幼児育成相談、③高次脳機能障害者支援(自立訓練を除く)、④乳幼児検診後のフォローグループの派遣、⑤障害者施設等への技術支援、⑥住宅改造アドバイス)については、梅ヶ丘拠点施設区複合棟が完成するまでの平成31年度に限り、北沢保健福祉センター後(松原6丁目)の一部<約250㎡>を活用して事業を実施する。

②福祉人材育成・研修センターへ移行する事業

福祉人材育成・研修センターに移行する事業の平成31年度の取り扱いについては関係所管と調整する。

③その他

障害者団体活動支援スペース(総合福祉センター後利用施設に整備)とは別に整備する「区民活動支援」のための諸室については、平成32年度から利用開始となる。

(2) 民間施設棟障害者支援施設

民間施設棟への事業移行にあたっては、移行する機能、事業ごとに運営事業者と調整を十分に行い、共通認識の下で連携を図りながら引き継ぎを行う。

引き継ぎは、利用者に対して継続的なサービス提供に支障が出ないように、時間を かけて丁寧に行っていく。

①民間施設棟運営事業者の職員の出向受け入れ及び職員実習の実施

民間施設棟運営事業者の職員を総合福祉センターで順次受け入れ、実務を通じて事業の引継ぎを行うとともに、総合福祉センターが培ってきたノウハウを継承していく。また、移行前の一定期間(6ヶ月程度前から)には、民間施設棟運営事業者が行う職員の事前研修の一部を総合福祉センターで実施する。

②個別ケースの引継ぎ

自立訓練や児童発達支援事業、相談支援事業の利用者については、事業が移行する前の約6ヶ月間を継続ケースの引継ぎ及び業務の終了手続きなどを集中的に実施する。移行先が決まった利用者から利用者の同意を得た上で個人情報の引継ぎなどを行っていく。

③事業移行後のフォロー

事業移行後も民間施設棟運営事業者と保健センター及び区による調整会議を一定期間実施し、移行業務の定着に向けた連携を図るとともに、移行後に生じた課題等の解決に向けて三者で協力する。

(3)総合福祉センター後利用施設

総合福祉センター後利用施設に整備する(仮称)水活動室、団体活動支援スペースについては、平成31年度から1年間かけて改修工事を行い整備する。改修工事期間中については、それぞれ以下のとおり対応する。

① (仮称) 水活動室

(仮称) 水活動室については、一般的な温水プールとは違い、入水リフトにより専用 チェアーに座ったままの姿勢で入水することができる設備、水温や室温、水深など区 内にこれらの機能を備え代替できる施設がない。このため、(仮称) 水活動室について は、平成31年度中は使用できないことを、利用者に対して丁寧に周知していく。

②団体活動支援スペース

団体活動支援スペースについては、総合福祉センター後利用施設が改修期間中である平成31年度に限り、総合福祉センターに隣接する旧福祉用具・住宅改造展示相談室「たすけっと」施設(松原6丁目)を活用する。

今後は利用者に対し、施設の開設期間、時間や利用方法等も含めて速やかに周知していく。

7 移転作業及び備品等物品の取扱いについて

平成31年度から新施設・機能が速やかに機能するように、また、総合福祉センター全体の改修工事が始まることから、平成31年3月中に以下の3ヶ所へ必要物品を移転する。

施設	機能	主な物品
北沢保健福祉センター後	保健センター相談機能、	聴力検査機、臨床化学分析器、
(松原6丁目)	職員室等	身体機能測定器、事務机等
旧たすけっと	団体活動スペース	長机、椅子、複写機 (点字含む)、
(松原6丁目)		ロッカー等
保健センター	水治療法室の物品等の一	プール用車いす、プール清掃機
(三軒茶屋2丁目)	時保管場所	等

上記以外の物品については、総合福祉センター廃止前に、他の施設等から譲渡希望を募り、 廃止後に譲渡(所属換え)することを基本とする。

8 今後のスケジュール

平成29年度 個別事業移行計画策定

平成30年度末 総合福祉センター廃止

平成31年度 民間施設棟障害者支援施設開設

区複合棟へ移行する機能 保健センターへ移転

総合福祉センター後利用施設 改修工事・代替施設利用開始

平成32年度 区複合棟 開設(保健センター等移転)

総合福祉センター後利用施設 開設